

# 公立大学法人大分県立看護科学大学役員報酬規程

平成18年4月1日

規程第 9 号

## (目的)

第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当、単身赴任手当及び賞与とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

## (報酬の支給日)

第3条 常勤役員の報酬の支給日は、給料、通勤手当及び単身赴任手当については公立大学法人大分県立看護科学大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）に定める職員の例によるものし、賞与については給与規程に定める職員の期末手当及び勤勉手当の例によるものとする。

2 非常勤役員手当の支給日については別に定める。

## (給料月額)

第4条 常勤役員の給料月額は、次に掲げる号給の範囲内で理事長が決定する。

号給	給料月額
1	736,000円
2	794,000円
3	852,000円
4	933,000円
5	1,006,000円

2 職員を兼務する理事の給料月額については、給与規程に基づき算定された額とし、その支給については給与規程の定めるところによるものとする。

## (通勤手当等)

第5条 通勤手当及び単身赴任手当の額並びにこれらの手当の支給に関しては、給与規程の適用を受ける教職員の例による。

2 職員を兼務する理事には、給与規程の定めるところにより前項に掲げる手当以外の手当を支給することができる。

## (賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在籍する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき給料月額に、給料月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長の定める割合を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内

の期間におけるその在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

- 3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、大分県地方独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、役員が懲戒処分相当の行為をしたとき又は教職員の不祥事等において役員の監督責任を問うべきものと理事会が判断した場合には、賞与の全部又は一部を支給しないことができる。
- 5 第2項の賞与に係る在職期間には、大分県職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の大分県職員としての在職期間を含むものとする。
- 6 賞与の一時差止処分その他賞与の支給に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける教職員の例による。
- 7 第2項の規定にかかわらず、職員を兼務する理事に支給する賞与の額については、給与規程の適用を受ける教職員に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を基準として定めるものとする。

#### (非常勤役員手当)

第7条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

- (1) 理事 日額 30,000円
- (2) 監事 日額 30,000円

#### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の前日において職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第第39号）に基づく職員給料表の適用を受けていた者が法人の理事長となる場合において、当該理事長の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる場合には、第4条第1項による給料月額に、その差額に相当する額を加えたものを給料月額とするものとする。
- 3 常勤役員の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における給料月額は、第4条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該各項の規定により定められる額から、当該額に100分の2を乗じて得た額を減じて得た額（賞与の額の算定の基礎となる場合を除く。）とする。
- 4 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)  
平成21年6月に支給する賞与に関する第6条第2項の適用については、「100分の160、」を「100分の145、」とする。
- 5 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 常勤役員に平成21年12月に支給する期末手当の額は、算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日において常勤役員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（職員給与規程第14条第2項で定める基礎額）、及び給料の調整額の月額の合計額に100分の0.22を乗じて得た額に、平成21年4月から同年11月までの月数（同年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、常勤役員以外の職員であった期間その他の期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成21年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第6条第2項の規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する賞与)

2 平成22年12月に支給する賞与に関する第6条第2項の適用については、「100分の155」を「100分の150」に読み替えるものとする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 常勤役員に平成21年12月に支給する賞与の額は、算定される賞与の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。

一 平成22年4月1日において常勤役員が受けるべき給料、単身赴任手当（職員給与規程第14条第2項で定める基礎額）、及び給料の調整額の月額の合計額に100分の0.2を乗じて得た額に、平成22年4月から同年11月までの月数（同年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、常勤役員以外の職員であった期間その他の期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成22年6月1日において常勤役員であった者に同月に支給された賞与の合計額に100分の0.2を乗じて得た額

4 附則第1項中の施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける常勤役員でその者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額（規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.59を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数

を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

4 附則第1項中の施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける常勤役員でその者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額(規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年12月17日から施行し、改正後の役員報酬規程第6条第2項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(賞与の内払)

2 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された賞与は、改正後の役員報酬規程の規定による賞与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き常勤役員である者で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなる者には、平成32年3月31日又は切替日を含む任期に係る期間の末日のいずれか早い日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

3 前項の規定により役員報酬規程第6条の規定の適用については、同条第2項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第2項の規定による給料との合計額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年3月31日までの間において理事長が別に定める日から施行する。

2 改正後の役員報酬規程第4条第1項の規定は、平成27年4月1日から、第6条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

1 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基

づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年12月21日から施行する。

2 改正後の役員報酬規程第6条第2項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年12月20日から施行する。

2 改正後の役員報酬規程第6条第2項の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月19日から施行する。

2 改正後の役員報酬規程第6条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年12月18日から施行する。

2 改正後の役員報酬規程第6条第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年5月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する賞与に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する賞与の額は、算定される賞与の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された賞与の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、賞与は、支給しない。

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年12月21日から施行する。

2 改正後の役員報酬規程第6条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基

づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年12月20日から施行する。

2 改正後の役員報酬規程第6条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年12月18日から施行する。

2 改正後の役員報酬規程第4条第1項の規定は、令和6年4月1日から、第6条第2項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年12月17日から施行する。

2 改正後の役員報酬規程第4条第1項の規定は、令和7年4月1日から、第6条第2項の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程の規定に基づい

て支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。